

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行所 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2017年(平成29年) August 8月号

## 平成29年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました



ひまわりと開聞岳（指宿市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1

平成29年度

鹿児島労働安全衛生大会が開催されました…………… 2～3

「かごっまゼロ災運動」の実施について  
 ～労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請～…………… 3

平成28年の司法事件の状況…………… 4

平成29年死亡災害事例（平成29年6月末）…………… 4

災害に学ぶ  
 ～非定常作業中のベルトコンベヤーへの  
 巻き込まれによる死亡災害～…………… 5

高校生の応募前職場見学と公正な採用選考について(お願い) …… 6

平成29年 業種別死傷災害発生状況（6月末速報値） …… 6

両立支援等助成金のご案内…………… 7～8

職場意識改善助成金のご案内…………… 8～10

第31回（平成29年度）  
 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱…………… 11

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内…………… 12～13

雇用管理研修のご案内…………… 14～15

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会のご案内…………… 16～17

平成29年9月の講習開催のご案内…………… 18

### さくらじま

今年の梅雨は入りが例年より遅く、雨量も少ない状況となっている今日この頃ですが、昔「災害が

起こらないと梅雨はあけない」と親が言っていた記憶がまだに残っている。赤痢を気にしながらヤマモモの実を食した年少の頃を思い出すが、今は懐かしい思い出でもある。

話は変わり、単身赴任中に買い物の苦手な自分にとっては、スーパー等に入るのも気が引けて、必要な物だけを買って、他店舗と価格を比較することなども有り得ぬことであったが、店員が陳列棚をよく整理しているところを見かけることが多々。

又コンビニの弁当類も賞味期限が過ぎると廃棄処分をするニュースや、農作物の規格外商品が販売されることなく廃棄

される光景を見ると「もったいない」と感じることも多く。バーコードをかざしレジで精算する今の時代、製造日から日が経過した場合ある程度割り引いて販売すれば、陳列された品物を店員と客との騙しあいのバトルもなく、品物の回転が良くなるのでは感じながらも、いざ自宅で賞味期限を確認するとあとわずかしかな品物をみて自分の買い物下手を痛感させられた。

閉店前の値引きされた品物に、大変世話になった者が言うべきことでもないが……

話は元に戻り、農作物にとって適度な雨量と、災害の発生のないよう梅雨明けを期待して本格的な夏を迎えたいものである。

# 平成29年度 鹿児島労働安全衛生大会が開催されました

（公社）鹿児島県労働基準協会

本年度の鹿児島労働安全衛生大会は、7月3日（月）、鹿児島市民文化ホールにおいて鹿児島労働局主唱のもと、県内の各労働災害防止団体等が主催し、鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社の後援を頂き開催しました。



江原由明鹿児島労働局長挨拶

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約520人が参加しました。

開会に先立ち、労働災害により尊い命を亡くされた方々への黙とうを行い、開会后、地域の中で安全衛生に関する水準が特に良好で、他の模範であると認められる事業場に鹿児島労働局長より表彰状の授与が行われました。



講演中の原岡義彦所長

この後、大会会長の本会諏訪健笹会長が、主催者を代表して、近年労働災害が増加していることから、労働災害防止計画の達成に向けて、一層の取り組みとリスクアセスメントやKY活動、4Sの徹底など労働災害の撲滅に向けた防止対策の再確認をお願いしたいと挨拶を行いました。

続いて、江原労働局長から労働災害の防止を願う挨拶があり、また、来賓としてお越し頂いた鹿児島県知事、鹿児島市長、県経営者協会会長、日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長より、本大会に寄せてご祝辞を頂きました。



諏訪健笹大会会長挨拶



講演中の川野純子先生

休憩の後、アーバンウェルネスクラブ エルグの指導員によるストレッチ体操を全員参加で行いました。

第2部では、社会医療法人博愛会相良病院乳腺科医師の川野純子先生による「乳がんの治療と就労」、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター所長の原岡義彦様による「労働災害防止対策の原点～危険を危険と気づくために～」と題し、特別講演が行われました。

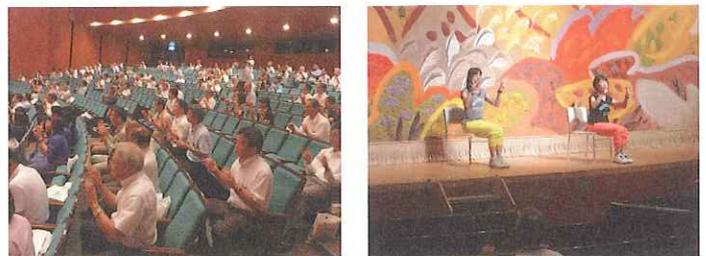
参加者は、いずれの講演も最後まで熱心に傾聴されました。

最後に、大会を契機に家庭や地域社会において、重要な役割を担っている鹿児島県で働く全ての人々の安全と健康を守り、より良い快適な職場環境を築くため、労使協力して全力を尽くすことを誓い、大会宣言が力強く読み上げられました。

大会宣言は、満場一致で採択され、無事大会を終了することができました。



大会風景



全員参加のもとエルグ指導員によるストレッチ体操

## 平成29年度 安全衛生に係る表彰事業場 鹿児島労働局長表彰

## 【奨励賞】

- ・花王ロジスティクス 株式会社  
鹿児島センター（鹿児島市）
- ・株式会社 誠建設（薩摩川内市）
- ・株式会社 平原組（始良郡湧水町）



喜びの受賞者の皆さん

## 緊急かごっまゼロ災運動の実施について —労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請—

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成29年6月26日、鹿児島労働局江原由明局長より当協会諏訪健符会長へ労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請が別紙のとおりありました。

鹿児島労働局によると平成28年の鹿児島県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成12年以降最多となる1,985人まで増加し、対前年比234人（13.4%）増加となったとのことです。

各職場におかれましては、労働災害防止に向けた一層の取組を積極的に推進して下さいますようお願い致します。

別紙

平成29年6月26日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
会長 諏訪健符 殿

鹿児島労働局長

### 「緊急かごっまゼロ災運動」の実施について —労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請—

日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県における労働災害による休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は関係各位のご協力により長期的には減少しておりますが、当局が定める「第12次労働災害防止計画」（平成25年～平成29年）の4年目となる平成28年の死傷者数は、平成12年以降最多となる1,985人まで増加し、対前年比234人（13.4%）増加となっております。

増加している背景要因として、経済的要因による影響も考えられますが、人手不足が顕在化し、企業における安全衛生管理体制や取組活動の形骸化、または、作業の効率を優先し、安全対策が十分に行き届いていない等の問題が認められるところであります。

また、商業や社会福祉施設などの第三次産業においては、安全に対する意識が事業者、労働者ともに希薄であり、加えて、離職率の高まりとともに、経験が浅い労働者の占める割合が高まっており、安全についての研修や教育が十分に行われていないとの指摘もなされてるところです。

さらに、雇用期間の延長等により高齢労働者が増加する中、加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害なども増加しております。

こうした労働災害をめぐる状況等を踏まえ、当局においては、急増する労働災害に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、本年5月25日から12月31日までの期間を「鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）実施期間」（以下「緊急かごっまゼロ災運動実施期間」という。）と定め、より一層、労働災害防止対策の強化を図ることとし、その実施事項を「緊急かごっまゼロ災運動実施要綱」（以下「要綱」という。）として別添のとおり決めました。

貴職におかれましては、緊急かごっまゼロ災運動実施期間の設定の趣旨にご理解をいただきますとともに、下記（略）の事項を含め、要綱に定めた事項について、傘下会員への働きかけに特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

# 平成28年の司法事件の状況

～労働基準関係法令違反の容疑で7件を鹿児島地方検察庁に送検～

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、管下の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が、労働基準関係法令違反の被疑事件として捜査し、平成28年中に鹿児島地方検察庁に送検した司法事件の状況を下記のとおり取りまとめました。

今後も労働基準関係法令の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法警察権限を行使するなど厳正に対処していきます。

## 【平成28年の司法事件の概要】

1	平成28年の労働基準関係法令違反の被疑事件の送検件数	7件
2	送検した被疑事件の内容	
(1)	労働基準法違反被疑事件 ・違法な長時間労働＜法第32条＞	1件（製造業）
(2)	最低賃金法違反被疑事件 ・賃金不払＜法第4条＞	1件（旅館業）
(3)	労働安全衛生法違反被疑事件 ・伐木等による危険防止措置義務違反＜法第21条＞	1件（林業）
	・車両系木材伐出機械による危険防止措置義務違反＜法第20条＞	1件（建設業）
	・安全衛生教育実施義務違反＜法第59条＞	1件（建設業）
	・就業制限違反＜法第61条＞	2件（畜産業、製造業）
3	送検した被疑事件の業種別件数	
	・製造業	2件（労働基準法違反被疑事件：1件、労働安全衛生法違反被疑事件：1件）
	・建設業	2件（労働安全衛生法違反被疑事件：2件）
	・林業	1件（労働安全衛生法違反被疑事件）
	・畜産業	1件（労働安全衛生法違反被疑事件）
	・接客娯楽業	1件（最低賃金法違反被疑事件）

## 【事業主の皆様へ】

- \* 36協定の限度を超える長時間労働を行わせないよう労働時間管理を徹底すること。
- \* 立木の伐木作業を行わせる場合には、必ず一定の合図を定め、合図により周囲の労働者が退避したことを確認した上で伐倒させること。また、樹高の2倍以上離れた場所に退避させること。
- \* チェーンソーを用いた立木の伐木等、法令で定められた危険有害業務に従事させる場合には、特別教育を実施すること。
- \* 車両系木材伐出機械等の機械を使用する際に、用途外使用は行わないこと。
- \* 車両系建設機械、フォークリフトの運転など、法令で資格が必要とされる業務には、事前に資格の有無を確認し、有資格者を就かせること。

## 平成29年 死亡災害事例（平成29年6月末）

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	平成29年1月	道路貨物運送業	運転手	男	53	交通事故	トラック	港から工場へタンクローリー車で生乳を運搬中、道路をはみ出し、横転したものの。
2	平成29年1月	水運業	作業員	男	74	おぼれ	その他の用具	フェリーが港に接岸する際、船から岸壁に投げられた接岸固定用ロープを岸壁のビットにかけるため、被災者が岸壁上でロープを巻き取りながら輪の状態を作って自らの足下に置き、ロープをたぐり寄せる作業を行っていたところ、船が強風で沖合側に煽られたために船に固定されていたロープも海側に引っ張られ、その反動で被災者が海に転落したものの。
3	平成29年2月	その他の食料品製造業	作業員	男	57	感電	その他の環境等	作業員5名がそれぞれ刈払機を使用して畑の下刈り作業を行っていたところ、1名の頭部に落雷があり、死亡したものの。
4	平成29年3月	産業廃棄物処理業	作業員	男	21	はさまれ、巻き込まれ	その他の装置、設備	被災者が終業時間になっても事務所に帰ってこないため、同一敷地内の別会社の労働者が作業場所に探しに行ったところ、堆肥化発酵装置の上部にあるバケット巻上ドラムに巻き込まれた被災者を発見したものの。
5	平成29年4月	木材伐出業	運転手	男	36	墜落、転落	伐木等機械	民有地の伐木作業に使用していた木材グラップル機のバケットに亀裂が入り使用できなくなったので、機械の入替をするため、7トン積みトラックの荷台に木材グラップル機を積載する作業をしていたところ、荷台から木材グラップル機が横転・転落し、投げ出された運転手が木材グラップル機の下敷きとなり、死亡したものである。
6	平成29年4月	その他の建築工事業	作業員	男	39	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	老朽化したスレート屋根の上に鋼板を張る作業をしており、ほぼ鋼板は張り終えていたが、明かり取り用の塩化ビニル板を踏み抜き、約5.3mの高さから墜落した。病院に搬送されたが2日後に死亡が確認されたものの。
7	平成29年5月	警備業	警備員	男	59	交通事故（その他）	バイク	被災者は、午前2時頃、道路工事が終わりバイクで現場休憩所に向かっていった。被災者が帰ってこなかったため、現場休憩所で待っていた同僚が付近を探していたところ、6時30分海中の被災者を発見した。

## 災害に学ぶ

# 非定常作業中のベルトコンベヤーへの巻き込まれによる死亡災害

鹿児島労働局健康安全課

### 【はじめに】

通常の作業ではない、機械の掃除、給油、検査又は修理等の作業を非定常作業と言います。

製造業における労働災害統計（28年全国）をみると、最も多いのが、はさまれ・巻き込まれによるもので全体の約27%を占めています。

そして、その多くは、非定常作業時に発生しています。

なぜ非定常作業時に労働災害が多く発生するのかと言うと、次の理由が考えられます。

- (1) 非定常作業は、日常的に行われることが少なく、かつ十分な時間的余裕がない中で行われることが多いため、設備面及び管理面での事前の検討が不十分で、併せて、これらの作業に従事する作業者が習熟する機会が少ないこと。
  - (2) 事前の作業に関する連絡調整が不十分で、作業指示が不明確になりがちであること。
- 今回紹介する災害は、製造業において発生したベルトコンベヤーに係る非定常作業中の死亡災害です。

### 【災害の概要】

災害は、農作物加工場の葉物野菜加工ラインで発生しました。

葉物野菜加工ラインの作業工程は、次のとおりです。

- (1) 葉物野菜の根を切り落とす。
- (2) 回転ドラムで洗浄する。
- (3) 加熱後冷却する。
- (4) 流水コンベヤーと呼ばれる箇所では流水を流しながら不良品を取り除く。
- (5) 不良品を取り除いた後、裁断され冷凍梱包し、出荷する。

被災者は、葉物野菜の加工ラインの責任者で、災害発生当日の午前中、上司から流水コンベヤーから異音がするので原因を調査するよう指示されていました。

午後5時過ぎ、被災者を含む数人の労働者が工場の機械の点検、修理、廃材の集積など各々の作業を開始しました。

午後8時頃、各労働者が作業から事務所に戻ってきましたが、被災者は事務所に戻ってきませんでした。

そこで、事務所に居た労働者が手分けして被災者を探したところ、流水コンベヤーの下で被災者を発見しました。

流水コンベヤーの大きさは、長さ約5・5m、幅約0・6m、高さ約1・1mで、コンベヤー支柱の横に駆動モーターがあり、送りローラーを回転させてコンベヤーベルトを動かす構造でした。

被災者は通常、人が立ち入らないコンベヤーの下で、左腕を送りローラーとコンベヤーベルトの間に挟まれ

て、上半身を流水コンベヤー支柱上部の金属プレートで圧迫された状態で死亡していました。

発見時、流水コンベヤーは停止し、駆動モーターが空回りしている状態であり、流水コンベヤーの駆動スイッチの位置は支柱の上方、被災者の位置からは届かない箇所がありました。

また、被災者の近くに潤滑油スプレー缶がころがっていましたが、他の労働者は、それぞれの持ち場で作業していたため、被災者が流水コンベヤーに巻き込まれたことに誰も気づきませんでした。

### 【災害発生原因】

被災者は被災当日の午前中、上司から流水コンベヤーの異音の原因調査を指示されていたことから、製造作業の終了後、機械の点検か、もしくは点検後の潤滑油の吹き付けをするため、動いている状態の流水コンベヤーの下に潜った際に、送りローラーとコンベヤーベルトの間に左腕を巻き込まれたと推定されます。

### 【災害防止対策】

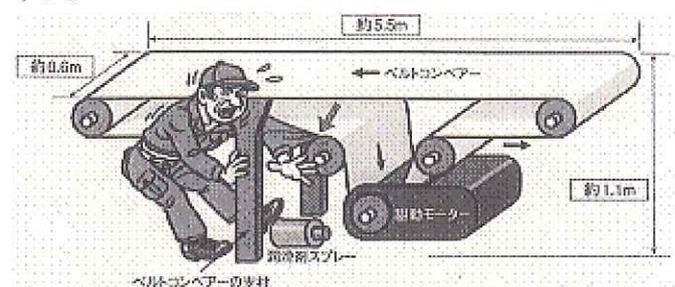
- (1) 機械の点検等を行う場合は、駆動電源を遮断するなど機械を停止して点検等を行うこと。なお、駆動電源を点検等のため遮断、停止した場合はその旨表示を行うこと。
- (2) 労働者が非定常作業位置において、緊急時にベルトコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えること。
- (3) 通常作業のほか、点検等の非定常作業について安全な作業手順書を作成し、作業者に周知・徹底させること。
- (4) 今回の災害のような事故が発生した場合等、緊急時に速やかに救助できるよう、機械に巻き込まれる等の危険を伴う作業を行わせる場合は、可能な限り複数人で作業を行わせること。
- (5) 設備の導入計画時や作業手順書の作成時等に、危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）を実施し、事前に危険の芽を摘むなどの対策を講じること。

### 【最後に】

機械の点検等は、機械を停止し、巻き込まれ等の災害が発生しない状態で行うのが原則です。

残念なことに、頭ではこのことを理解できていても行動が伴わず同様な災害が後を絶ちません。

皆様の事業場におかれましても非定常作業時の災害が起こらないか作業の見直しを行ってみたいはいかがでしょうか。





# 両立支援等助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

## 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業を取得させた事業主に支給する。

※ 過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外

※ 支給対象は1年度につき1人まで

〔支給額〕		支給額
中小企業	取組・育休1人目	57万円 <72万円>
	育休2人目以降	14.25万円 <18万円>
中小企業以外	取組・育休1人目	28.5万円 <36万円>
	育休2人目以降	14.25万円 <18万円>

< >内は、生産性要件を満たした場合の支給額 以下のコースも同様

## 介護離職防止支援コース

労働者の仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行うとともに、介護プランの作成および同プランに基づく措置を実施し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度（介護制度）の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給する。

(1) 以下の①～④の全ての取組を行うこと。

- ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケートの実施）
- ② 制度設計・見直し（平成29年改正後の育児・介護休業法に基づく介護関係制度の導入）
- ③ 介護に直面する前の従業員への支援（人事労務担当者等による研修の実施及び介護関係制度の周知）
- ④ 介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

〔支給額〕		支給額
中小企業	介護休業の利用	57万円 <72万円>
	介護制度の利用	28.5万円 <36万円>
中小企業以外	介護休業の利用	38万円 <48万円>
	介護制度の利用	19万円 <24万円>

## 育児休業等支援コース

### I 育休取得時・職場復帰時

育児休業取得及び職場復帰を円滑にするため、育休復帰支援プランを作成及び同プランに基づく措置を実施し、育児休業を取得した労働者を育児休業後継続して雇用した中小企業事業主に支給する。（※職場復帰時は、育児休業時と同一の対象育児休業取得者である場合に支給対象）

〔支給額〕		支給額
育休取得時		28.5万円 <36万円>
職場復帰時		28.5万円 <36万円>
育休取得者の職場支援の取組をした場合		19万円 <24万円>
		※「職場復帰時」に加算して支給

※ 1企業2人まで支給（無期雇用者1人、有期雇用者1人）

### II 代替要員確保時

育児休業取得者が育児休業終了後原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、3か月以上の育児休業を取得した労働者を現職等に復帰（復帰後6か月以上雇用）させた中小企業事業主に支給する。

〔支給額〕		支給額
支給対象労働者1人当たり		47.5万円 <60万円>
支給対象労働者が有機契約労働者の場合		9.5万円 <12万円> 加算

○支給対象期間：5年間

○支給人数：1年度当たり10人まで

ただし、1人目の対象労働者が原職等に復帰後6か月を経過するまでに次世代法に基づく「くるみん認定」を受けると、平成37年3月31日までに延べ50人まで対象となる。

## 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給する。

〔支給額〕

		支給額
中小企業	再雇用1人目	38万円 <48万円>
	再雇用2～5人目	28.5万円 <36万円>
中小企業以外	再雇用1人目	28.5万円 <36万円>
	再雇用2～5人目	19万円 <24万円>

※上記の額を、継続雇用6か月後、継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

## 女性活躍加速化コース

女性活躍促進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」(②)及び「数値目標」の達成に向けた取組内容(「取組目標」(①))等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に支給する。

- ①加速化Aコース…「取組目標」を達成した中小企業主に対して支給する。  
 ②加速化Nコース…「取組目標」を達成した上で「数値目標」を達成した事業所に対して支給する。

〔支給額〕

	中小企業（注1）	中小企業以外
【加速化Aコース】※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	
【加速化Nコース】※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

※1企業につき、加速化Aコース、加速化Nコースともそれぞれ1回限り

（注1）中小企業：本助成金では産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいう。

■ 各コースの詳細な要件については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）→「両立支援等助成金」でサイト内検索をご覧ください。

## 職場意識改善助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「職場意識改善助成金」とは、中小企業事業主が、労働時間の設定改善の取組を行った場合に、助成金を支給するものです。

労働時間の設定改善とは、「労働時間等に関する事項（労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等）の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものに改善すること」です。

労働時間の設定改善を図ることにより、長時間労働の抑制や年休の取得促進等、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現のため、本助成金をご活用ください。

平成29年度職場意識改善助成金は、次の5つのコースがあります。

- 「勤務間インターバル導入コース」
- 「職場環境改善コース」
- 「時間外労働上限設定コース」
- 「所定労働時間短縮コース」
- 「テレワークコース」

このうち、「テレワークコース」を除く4つのコースは、労働局雇用環境・均等室で処理を行っています。「テレワークコース」は、厚生労働省委託事業「テレワーク相談センター事業」の受託者である、一般社団法人 日本テレワーク協会（所在地：東京都千代田区駿河台1-8-11）で処理を行っています。

今回当室で処理を行う4つのコースについて、パンフレットをご紹介します。

## 職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース(新設)のご案内

勤務間インターバルの導入に職場意識改善助成金をご活用ください!

職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」が新設され、平成29年度の事業について申請を受け付けます(事業実施承認は平成29年4月以降となります)。

働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)を活用して、「勤務間インターバル」を導入しましょう。

\*「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定期間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活リズムや健康状態を維持するものであり、従来の夜勤や過労防止にもつながります。

### 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、下表のAまたはBのいずれかに該当する事業主

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

\*その他の要件については、都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室にご確認ください。

### 成果目標

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。

#### ●新規導入

勤務間インターバルを導入していない事業場において、新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること

#### ●適用範囲の拡大

既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって勤務間インターバルの対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること

#### ●時間延長

既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して9時間以上とする

### 支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組に要した経費の一部を支給します。

補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数(※)に応じたものとなります。

休息時間数(※)	(表1) 新規導入に該当するものがある場合		(表2) 適用範囲の拡大・時間延長のみの場合	
	補助率	1企業当たりの上限額	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円
11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円

※事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

### 支給対象となる取組

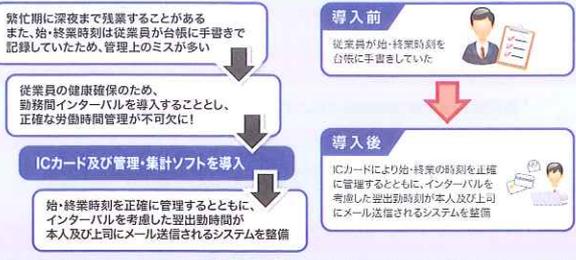
いずれか1つ以上実施してください。  
(注)事業実施承認前の取組は支給対象外となります

- 就業規則・労務協定の作成・変更
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修・周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理用ソフトウェア・機器の導入・更新
- 勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

裏面で導入事例を紹介



### 導入事例1 労務管理用機器、労務管理用ソフトウェア導入例



### 導入事例2 外部専門家によるコンサルティング導入例



### 申請書受付期間

平成29年12月15日(金)まで

※平成29年4月以降に事業実施承認を行います。事業実施承認がなされる前に行った事業(契約行為を含みます)については、支給対象とはなりませんのでご注意ください。なお、職場意識改善助成金は国の予算額に制約されるため、12月15日以前に受付を締め切る場合があります。

### 申請にあたっての注意

- この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。
- 偽りその他の不正行為により事業実施承認を受けた場合は、その承認の一部または全部を取り消すことがあります。
- 偽りその他の不正行為により助成金の支給を受けた場合は、助成金の返還を求められます。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

### お問い合わせ先(申請窓口)

都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室



(H29.2)

### 中小企業事業主の皆さまへ

## 「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、**所定外労働の削減や  
年次有給休暇の取得促進**に取り組む中小企業事業主を支援します

助成金を活用して**ワーク・ライフ・バランスを推進!!**

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に取り組む意欲がある中小企業事業主

#### ○中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

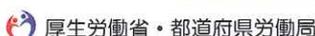
### 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年次取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

### 評価期間

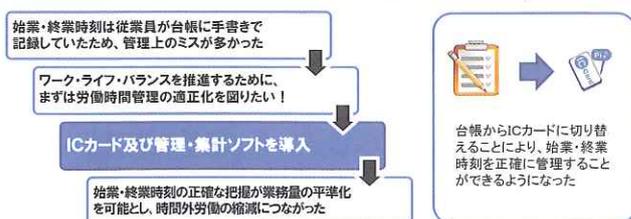
成果目標の評価期間は、事業実施期間中(事業実施承認の日から平成30年2月15日までの3か月間)を日元的に設定してください。



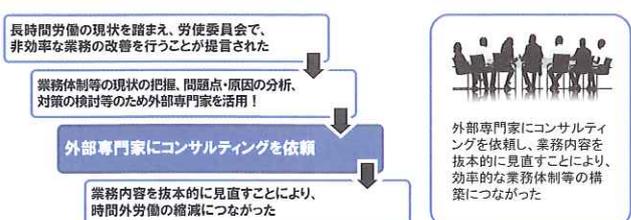
### 支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上実施してください~

- 労務管理担当者に対する研修
  - 労働者に対する研修・周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング(社会保険労務士、中小企業診断士など)
  - 就業規則・労務協定の作成・変更(年休の計画的付与制度の導入など)
  - 労務管理用ソフトウェア
  - 労務管理用機器
  - デジタル式運行記録計(デジタコ)
  - テレワーク用通信機器
  - 労働能率の増進に資する設備・機器等(小売業のPOS装置、自動車修理業の油圧式リフト、運送業の自動洗濯機など)(※:成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。)
- (※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 助成金活用事例1 労務管理用機器、労務管理用ソフトウェアの導入例



### 助成金活用事例2 外部専門家によるコンサルティングの導入例



### お問い合わせ先

都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiamai/roudukiyoku/>

(H29.4)

限度基準を超える時間数での36協定を締結している中小企業事業主の皆さまへ

# 「職場意識改善助成金」のご案内 (時間外労働上限設定コース)

## 「労働時間等の設定の改善」※による時間外労働の上限設定を支援します 時間外労働の上限設定でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 対象事業主

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（厚生労働省告示）に規定する限度時間（限度基準率）を超える内容の時間外・休日労働に関する協定（特別条項）を締結している事業場を有する中小企業事業主

※月45時間、年360時間等。  
・それぞれの事業場において、これまでに特別条項を廃止したことがある場合は除く。  
・告示に定める適用除外の事業又は業務を行う労働者がいる事業場は除く。

○中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本金または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと。

### 支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

対象経費	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
助成額	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

### 利用の流れ

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日（金））

※なお、職場意識改善助成金は国の予算額に制約されるため、12月15日以前に受付を締め切る場合があります。

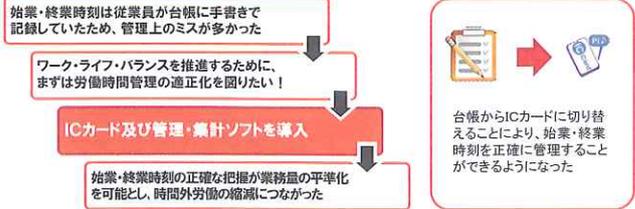


厚生労働省・都道府県労働局

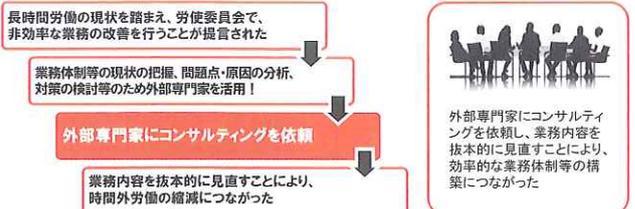
### 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
  - 労働者に対する研修、周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
  - 就業規則・労協協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など）
  - 労務管理用ソフトウェア
  - 労務管理用機器
  - デジタル式運行記録計（デジタコ）
  - テレワーク用通信機器
  - 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）
- （※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 助成金活用事例1 労務管理用機器、労務管理用ソフトウェアの導入例



### 助成金活用事例2 外部専門家によるコンサルティングの導入例



お問い合わせ先  
都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。  
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianna/roudoukyoku/>

(H29.4)

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

# 「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

## 「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します 助成金を活用してワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 対象事業主

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特別措置対象事業場）、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主

○特別措置対象事業場の範囲  
常時10人未満の労働者を使用する以下の①～④の業種の事業場が対象です。

- ①: 商業(物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業)
- ②: 映画・演劇業(録音、演劇その他興行の事業、映画の製作の事業を除く。)
- ③: 保健衛生業(病者又は高齢者の治療、看護その他保健衛生の事業)
- ④: 接客娯楽業(旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業)

○中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本金または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。

### 支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

対象経費	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
助成額	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円

### 利用の流れ

「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受ける（締切は12月15日（金））

※なお、職場意識改善助成金は国の予算額に制約されるため、12月15日以前に受付を締め切る場合があります。

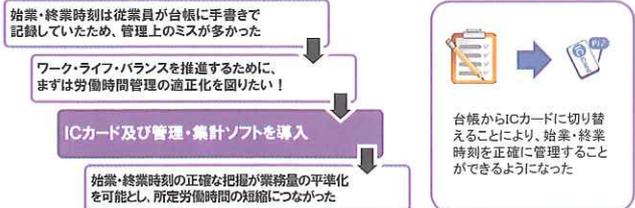


厚生労働省・都道府県労働局

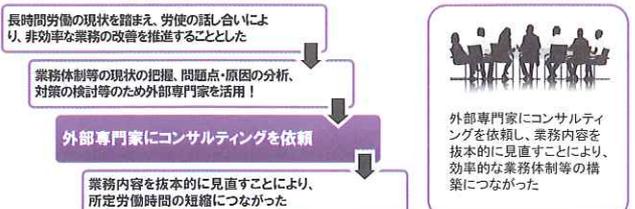
### 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
  - 労働者に対する研修、周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
  - 就業規則・労協協定等の作成・変更（所定労働時間に関する規定の整備など）
  - 労務管理用ソフトウェア
  - 労務管理用機器
  - デジタル式運行記録計（デジタコ）
  - テレワーク用通信機器
  - 労働能率の増進に資する設備・機器等（小売業のPOS装置、飲食店の自動食器洗い乾燥機など）
- （※）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 助成金活用事例1 労務管理用機器、労務管理用ソフトウェアの導入例



### 助成金活用事例2 外部専門家によるコンサルティングの導入例



お問い合わせ先  
都道府県労働局雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。  
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianna/roudoukyoku/>

(H29.4)

# 第31回（平成29年度） 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱

公益社団法人 日本作業環境測定協会

## 1 趣 旨

- (1) 近年、事業場に新たな機械設備・原材料、化学物質等が早いテンポで導入され、働く方々の作業環境における危険・有害要因が複雑化、多様化しており、これらにかかるリスク管理の対応が求められています。
- (2) 国は、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に労働安全衛生法を改正し、化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施について事業者の努力義務として導入しました。昨年6月からは、同法の改正により640の化学物質に係る作業のリスク評価の実施が事業者には義務付けられ、その後さらに対象物質数は増えています。
- (3) このような化学物質のリスク管理のための法令が充実を見る一方で、近年、印刷作業場における胆管がんの発生に続き、芳香族アミン化合物を使用する作業場で膀胱がんが多発するなど、労働者が安心して働ける作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。
- (4) 「作業環境測定」および「測定結果の評価」は、職場における有害因子の存在状況を科学的・客観的な手法を用いて定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判断するものであり、化学物質等を製造または取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっております。  
(3)のような状況を踏まえれば、法に定める作業環境測定にとどまらず、リスクアセスメントの手法としてもその重要性を改めて事業場に認識していただく必要があります。
- (5) 「公益社団法人日本作業環境測定協会」は、このように「作業環境測定及びその結果の評価」の適切な実施を推進することが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主をはじめ事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援をいただき昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってまいりました。
- (6) その第31回を迎える本年度は、行政および関係者との連携のもとに、協会と会員作業環境測定機関・作業環境測定士が先頭に立って、昨年度に引き続き①事業者に対し自律的リスク管理における作業環境測定の意義の理解と実践を促すこと、②中小規模事業場における作業環境測定の実施率を高めること、および③国立大学法人および私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、に力点を置いて展開いたします。

## 2 実施期間

平成29年9月1日から9月30日。なお、平成29年6月1日から8月31日までを準備期間とします。

## 3 推進運動の標語

目には見えない隠れたリスク 測定・評価でしっかり管理

## 4 主催者

公益社団法人日本作業環境測定協会〔本部および全国13支部（北海道、東北、北関東、京葉、神奈川、北信越、東海、京滋、大阪、兵庫、中国、四国および九州の各支部）において展開する。〕

## 5 後 援

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協 力

一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本化学工業協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働衛生工学会

## 7 実施者

全国の事業場、作業環境測定士、作業環境測定機関

(公社) 日本作業環境測定協会 九州支部 鹿児島分会会員の作業環境測定機関名

(公社) 鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島 電話 099-267-6240

(株) 鹿児島環境測定分析センター 電話 099-201-4177

(株) 小溝技術サービス 電話 099-256-0151

## ビジネスセミナー「労働塾」



同一労働同一賃金ガイドライン、残業時間上限のガイドライン等にも実務対応！

# 労働問題 Q&A 41選！



講師

弁護士 江島健彦氏  
(石巻・山中総合法律事務所)

日時

2017年9月1日(金)  
10:00～16:30

会場 サンプラザ天文館 2Fホール

〒892-0842 鹿児島市東千石町2-30-3F TEL.099-224-6639  
 <<交通>> 鹿児島空港から九州自動車道経由で40分  
 鹿児島中央駅より徒歩20分

受講料

一般のお客様	19,440円
「労働基準広報」「先見労務管理」 「労働安全衛生広報」購読者様	14,040円
「建設労務安全」購読者様および ビジネススクール会員様	16,200円

※受講料は、消費税・昼食・お飲物代を含みます。  
 ※ビジネススクール会員様の割引価格は、受講者1名様のみ適用とさせていただきます。但し、ビジネススクール法人会員様は、3名様まで割引価格を適用させていただきます。

## 労務担当者の今日的悩みに対する具体的解決策

講座内容

- Q1. 労働法（労基法、労働契約法、均等法等）に違反するとどうなるのか？
- Q2. 採用選考の際に応募者からどのような書類を提出させるべきか？
- Q3. 身元保証人には何をどこまで保証させることができるのか？
- Q4. 採用面接で確認しなければならないことは？
- Q5. 内定取り消しを決断しなければならないのはどのようなときか？
- Q6. 試用期間の延長の意味はどこにあるのか？
- Q7. 転勤、職種変更及び出向等の命令権はどのようにして取得できるのか？
- Q8. 各種命令権の行使がどのような場合に濫用として無効となるのか？
- Q9. 降格・降級はどのようにして規定しておくべきか？
- Q10. 海外転勤等はどのようにして行わせられるのか？
- Q11. 会社分割により従業員の労働契約はどうなるのか？
- Q12. 勝手に会社に残っている従業員は残業をしていることになるのか？
- Q13. 出張の移動時間は労働時間となるのか？
- Q14. 36協定による時間外労働時間数につき今後どのように展開していくだろうか？
- Q15. テレワークはどのように導入すべきか？
- Q16. 法定休日を日曜日に特定した方がいいのか？
- Q17. 振休は割増賃金を支払わなくていいのか？
- Q18. 未消化の代休は買い取らないとならないのか？
- Q19. 賃金の放棄に関しての「同意」はどのような場合に有効となるのか？
- Q20. 未払割増賃金は従業員に対してどのようにして支払われるのがいいのか？
- Q21. 労働条件の不利益変更はどのような場合に認められるのか？
- Q22. 休職期間はどの程度必要なのか？
- Q23. 復職手続きをどのように定めておくべきか？
- Q24. 業務災害が認定される基準は？
- Q25. 業務災害が認定されたら会社が行うべき対応は？
- Q26. ハラスメント被害の申し出があった場合の対応は？
- Q27. 会社不正の内部告発があったらどのように対応するか？
- Q28. 無許可でアルバイトをすることは許されないのか？
- Q29. 業務外での犯罪行為は重く処分できないのではないのか？
- Q30. 従業員が使用する貸与PCを監視することができるか？
- Q31. 退職後の競業禁止義務は意味があるのか？
- Q32. 懲戒処分の適否及び軽重を検討するにあたって注意すべきルールは？
- Q33. 問題のある従業員を普通解雇できるか？
- Q34. 普段の労務管理でメモを残しているか？
- Q35. 非正規雇用とは何か？
- Q36. 有期雇用契約者と上限特約や不更新条項が締結できれば、雇い止めが有効となるのか？
- Q37. 有期雇用契約者は無期転換権を行使する際に会社が気をつけておくべきことは？
- Q38. 定年後継続雇用時の労働条件の設定はどの程度が妥当か？
- Q39. パート労働者は通常労働者と同様の地位を求められないのか？
- Q40. 派遣労働者は同一事業所で使用し続けてもいいのか？
- Q41. 「同一労働同一賃金」とは何か？

主催：株式会社働調査会 九州支社  
 共催：一般社団法人 日本労務研究会  
 後援：鹿児島県社会保険労務士会

ビジネスセミナー「労働塾」受講申込書

FAX.092-713-7064

2017  
鹿児島開催「労働塾」

9月1日(金) 10:00~16:30

サンプラザ天文館2Fホール

〒892-0842 鹿児島市東千石町2-30-3F TEL.099-224-6639

【講師紹介】

弁護士: 江島 健彦(えばた たけひこ)  
 1998年 早稲田大学政治経済学部卒業  
 2003年 司法試験合格  
 2005年 司法修習修了(58期)  
 弁護士登録(第一東京弁護士会)  
 石寄信憲法律事務所入所  
 (現:石寄・山中総合法律事務所)  
 2013年1月 ヴァイスパートナー就任  
 2015年1月 パートナー就任

◇下記ご記入の上FAXにてお申込みください◇

申込日: 2017年 月 日

御社名	(フリガナ) .....	セミナー申込書入手方法について ・調査会DM ・社労士会 ・その他( )	
ご住所	(フリガナ) 〒 -		
TEL		FAX	
E-Mail	(よろしければメールアドレスをご記入ください)		
受講者名	所属部署・役職名	備考	
(フリガナ) .....			
(フリガナ) .....			
(フリガナ) .....			

◇以下、何れかを丸で囲んでください◇

- ご購読中の弊社発行の定期刊行誌: 労働基準広報 ・先見労務管理 ・労働安全衛生広報 ・建設労務安全 ・購読無し
- 労働調査会ビジネススクール会員: 個人会員 ・法人会員 ・非会員

通信欄

◇支払方法…受付後、受講券と請求書・振込用紙をお送りいたします。開催日前日までにお振込みください。

◆受講料の割引・特典について◆

「労働基準広報」「先見労務管理」「労働安全衛生広報」購読者様は、税抜価格から5,000円割引。  
 「建設労務安全」購読者様およびビジネススクール会員様は、税抜価格から3,000円割引。但し、労働調査会ビジネススクール法人会員様は、3名様まで、各々税抜価格から3,000円割引いたします。

■キャンセルについてのご案内

お申し込み後のキャンセルは、テキスト・昼食・お飲み物等の準備の関係から8月25日(金)までにご連絡ください。それを過ぎてのご欠席の場合、テキスト等関係資料をご送付し、受講料を申し受けます。

■個人情報の取扱いについて

お預かり致しました個人情報は、書籍・定期刊行誌や講習会、セミナー、ビデオのご案内等限られた目的で利用させていただき、情報の取扱いにつきましては適正な保護に努めます。

お問合せ先

株式会社労働調査会 九州支社/担当: 西山・藤木  
 TEL 092-713-1772(代表) 〒810-0001 福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビル

ビジネスセミナー「労働塾」申込書 FAX.092-713-7064



【平成29年度】

受講料無料

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です

# 雇用管理研修のご案内

## 基礎講習・コミュニケーションスキル等向上コース

平成29年度 建設労働者雇用支援事業(厚生労働省職業安定局委託事業)では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(建設労働者雇用改善法)に基づいた、雇用管理についての講習を全国で無料にて行います。



**対象者** 雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方など

### 基礎講習

9:00~16:30

(定員80名)

労働者の募集、雇い入れ、配置から退職にいたるまでの、雇用管理に必要な知識を習得することを目的とした講習です。

- 建設業の現況と課題
- 雇用管理責任者の責務
- 社会保険加入対策
- 雇用契約・就業規則
- 賃金管理・労働時間管理など

※昼食は各自ご用意  
願います。

◎ 8月23日(水)

鹿児島市

オロシティーホール  
2階 中会議室

◎ 10月26日(木)

奄美市

奄美建設会館  
2階ホール

### コミュニケーション スキル等向上コース

12:50~16:30

(定員30名)

若年労働者と熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を習得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。

◎ 11月22日(水)

鹿児島市

オロシティーホール  
2階 第4会議室

※詳細なカリキュラムは下記ホームページをご覧ください。※お申込みは先着順になります。定員になり次第締め切らせていただきます。

■ 研修終了後、修了証を交付いたします。 ■ テキストは当日無料で配布いたします。

### 会場住所

オロシティーホール …… 鹿児島市卸本町6-12

奄美建設会館 …… 奄美市名瀬小浜町20-3

◎会場の案内図は、下記ホームページでご確認ください。

申込み

FAX 03-3915-7033 (裏面の申込書にご記入の上、送信ください)

WEB   koyoukanri.chosakai.ne.jp/より申込み

お問合せ先

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5

TEL 03-3915-7221 E-mail koyoukanri2@chosakai.co.jp

「建設労働者確保育成助成金」：助成対象の要件等は最寄りの都道府県労働局、ハローワーク等へお問合せください。

主催 株式会社 労働調査会 協力 公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 行

この用紙に必要事項をご記入の上、FAX 03-3915-7033 まで、ご送信ください。

鹿児島会場：雇用管理研修申込書

■※印は必ずご記入ください。

■複数名でお申込みの場合は、お手数ですがコピーして使用願います。

申込日：平成 年 月 日

<b>申込日※</b> 申込日に☑をつけてください。	<b>基礎講習</b> 9:00~16:30	<input type="checkbox"/> <b>8月23日(水)</b> <small>鹿児島市</small> オロシティーホール 2階 中会議室 (46-1-1)	
	<b>コミュニケーション スキル等向上コース</b> 12:50~16:30	<input type="checkbox"/> <b>10月26日(木)</b> <small>奄美市</small> 奄美建設会館 2階ホール (46-1-2)	
		<input type="checkbox"/> <b>11月22日(水)</b> <small>鹿児島市</small> オロシティーホール 2階 第4会議室 (46-2-1)	
<b>氏名※</b> (修了証記載)	フリガナ	<b>生年月日※</b> (修了証記載)	西暦 年 月 日
<b>勤務先※ 事業所名</b> (修了証記載)			
<b>所属部署※</b>		<b>役職</b>	
<b>勤務先住所※</b>	〒 -		
<b>電話番号※</b>	( )	<b>FAX</b>	( )
<b>メールアドレス</b>	@		
<b>所属団体</b>	例：〇〇労働基準協会〇〇支部(所属されている団体等がありましたら、ご記入ください)		

※記載された内容については、厳重に管理し、内容確認、各種講習会等に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

◎キャンセルは原則として一週間前までにご連絡ください。(連絡先:03-3915-7221)

(2017.6)

〈お問い合わせ先〉

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5

TEL 03-3915-7221 FAX 03-3915-7033 E-mail koyoukanri2@chosakai.co.jp

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

# ゼロ災運動KYT

(危険予知訓練)

主催：中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター  
協力：公益社団法人鹿児島県労働基準協会

平成29年度

基礎2日間コース  
鹿児島会場のご案内

## トレーナー研修会

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。  
ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、40年以上全く変わらない原点です。いくら良いシステムや仕組みであっても、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4Sといった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

【日 程】平成29年9月28日(木)～29日(金) 2日間

【時 間】午前9時から午後5時まで（受付開始8時30分～）

【会 場】オロシティーホール 二階大会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12

TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109

【内 容】危険予知訓練活用技法（実技）

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

【定 員】84名（参加者をチーム別に編成して討議します。）

### 平成29年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の一部を割引料金で受講できる制度があります。

- ① 労災保険適用事業場 ② 常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること（監督署の受付印がない場合は領収書も併せて提出が必要）割引制度を利用した場合後日アンケートにご協力いただきます。

※本制度の利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引適用を取消し割引額の返還を求められます。

### 【参加要領】

#### ●参加費

区 分	正規料金	割引料金（注2）	備 考
会員（注1）	22,630円	13,580円	参加費は1名分で資料代、昼食代、消費税を含みます。
一般（非会員）	24,690円	14,810円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

（注2）割引料金は、「研修会の割引サービス」をご利用した際の金額です。割引料金の対象は常時使用する労働者数が300人未満であり、労災保険の適用事業場であることです。（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

#### ●申込締切日：8月18日（金）まで

（期限までに定員になりました場合には締切ります）

#### ●申込方法

- ① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。参加証は開催日10日前頃送付いたします。
- ② 参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込にてお願いします。請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。

取引銀行 鹿児島銀行 本店  
口座番号 当座預金 8526  
口座名 (公社)鹿児島県労働基準協会

※ 振込手数料はご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方のご参加をお願い致します。

#### ●修了証：閉会時に修了証をお渡しします。

#### ●会場見取り図



# 申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

**FAX 099-226-3622**

## ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書（鹿児島会場）

参加希望回	第1回 平成29年9月28日・29日			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50～99人
ふりがな					<input type="checkbox"/> 100～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上
事業場名				業種	
所在地	〒 (      -      )			会員について	
				<input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は 中災防賛助会員	
連絡担当者	フリガナ	所属		役職	
	氏名	電話		F A X	
参加者	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
	フリガナ	所属・役職名		年代をご記入ください。	No.
	氏名	男・女		<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
参加料は	月	日	1. 銀行振込	通信欄	受付
¥		円	2. 現金書留で送金		
					参加証

(注) 受付・参加証・No.には記入しないで下さい。

### ※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、右の□にチェックマークを記入してください。割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒に提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申し込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報提供に使用することがあります。

個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□内にチェックマーク（)をご記入下さい。

同意しない

## 平成29年9月 講習開催のご案内

## 鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	【全科目者】 9/4~9/8 [普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	8/7~8/10	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
			【科目免除者】 9/4~9/5	【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転 (解体用)	9/4	8/7~8/10	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	乾燥設備作業主任者	9/7~9/8	8/7~8/10	会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上 従事された方等
	玉 掛 け	9/11~9/13	8/7~8/10	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式 クレーン運転士、揚貨装置運転士 免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講 習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講 習修了者
				【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	9/19~9/20	8/21~8/25	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講 習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 9/25~9/29	8/28~9/1	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教 育修了者
		【科目免除者】 9/25~9/26		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	9/27~9/29	8/28~9/1	会員 18,440円 一般 19,440円	
特 別 教 育	研削といしの取替え等 (自由研削用)	9/11	8/7~8/10	会員 10,908円 一般 11,988円	
	粉 じ ん 作 業	9/12	8/7~8/10	会員 8,208円 一般 9,288円	
	アーク溶接等	9/19~9/21	8/21~8/25	会員 18,360円 一般 21,600円	
	巻き上げ機の運転	9/25~9/26	8/28~9/1	会員 15,340円 一般 18,580円	
その他	職 長 教 育	9/14~9/15	8/7~8/10	会員 12,744円 一般 15,984円	

## 薩摩川内地区での講習会のお知らせ

問い合わせ先：川内支部  
TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
玉 掛 け 技 能 講 習	10/2~10/4	8/28~9/1	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式 クレーン運転士、揚貨装置運転士 免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講 習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講 習修了者

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。